



本年4月に始まります！

# 後期高齢者医療制度

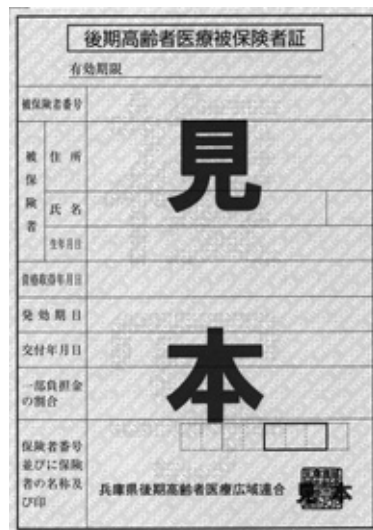
～後期高齢者医療の被保険者証は3月下旬に送付します～

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まります。

75歳（一定の障害があり、申請により認定を受けた人は65歳）以上の方は、この制度の被保険者となります。後期高齢者医療の被保険者証は、ミニパンフレットと一緒に3月下旬に郵送します。3月末までに被保険者証が届かないときは、市役所健康課にお問い合わせください。

また、老人保健で限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受療証の交付を受けている方は、後期高齢者医療の認定証や受療証も被保険者証と一緒に送付します。

今月号では、医療機関等で医療を受けるときの注意点などを再度お知らせします。



## ■医療機関等で医療を受けるときは？

4月1日以降は、送付された後期高齢者医療の被保険者証で医療を受けてください。今までの老人保健法医療受給者証や医療保険の被保険者証は使えません。医療機関等の窓口では、後期高齢者医療の被保険者証を必ず提示してください。

なお、医療機関等の窓口での負担割合は老人保健と同様ですが、所得や世帯の状況によって変更されることがあります。

## ■4月2日以降に後期高齢者医療の被保険者となる人は？

75歳の誕生日当日から後期高齢者医療の被保険者となります。新しい被保険者証は、誕生日までに送付します。また、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた65歳以上の方は、認定日当日から被保険者となります。

## ■保険料について

### ◎保険料の納付開始時期

- 特別徴収の方＝平成20年4月1日現在で75歳以上の方で、年金天引きになる方は、平成20年4月支給の年金から納付します。
- 普通徴収の方＝平成20年7月から納付します。

### ◎保険料額の通知

保険料額の決定通知書は、平成20年7月に送付します。

※特別徴収の方は、仮徴収額の決定通知書を、平成20年4月初旬に送付します。

## お問い合わせ

- 市役所健康課国保医療係（☎ 662 - 3165）
- 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（☎ 078 - 326 - 2612）